

## 岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、NICU等での治療を終了した医療的ケア児の在宅移行を支援し、障がい児の福祉の向上を図るため、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「訪問看護事業者」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下これらを「障害児相談支援事業者」という。）が行う事業に要する経費について、予算の範囲内で、岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「NICU等」とは、医療機関が設置する新生児集中治療室（NICU）、集中治療室（ICU）又はこれらに準じた医療を行う施設をいう。
- 2 この要綱において「訪問看護師等」とは、訪問看護事業者の事業所において訪問看護サービスを提供する看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。
- 3 この要綱において「医療的ケア児」とは、NICU等を退院後県内で在宅生活を送ることとなる医療的ケアを要する障がい児であって、訪問看護師等の支援が必要とされた0歳から就学前までの者をいう。

### (補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び者（以下「補助事業者」という。）並びに基準額は、別表1のとおりとする。

### (欠格事由)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
  - (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
  - (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

#### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表1に掲げる基準額に補助事業を行った回数に乗じて得た額と別表2に掲げる旅費に補助事業を行った回数に乗じて得た額を合算した額とする。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

#### （補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（20%未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 住所及び補助事業者名に変更があったときは、速やかに知事に届け出ること。
- 2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

#### （補助金の交付決定通知）

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、別記第4号様式により行うものとする。

#### （補助金の変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式による変更交付申請書に關係書類を添えて、知事が定める日までにこれを提出しなければならない。

(補助金の変更の交付決定等)

第10条 知事は、前条の規定による変更交付申請書を審査し、適当と認める場合は、変更交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の変更交付決定を行ったときは、別記第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第13条 補助金は、規則第14条の規定による額の確定後において交付する。ただし、知事が、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の申請があつた場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間等)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等(以下「証拠書類等」という。)の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

2 補助事業者が法人等である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人等が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は、知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則 (令和5年6月15日医福第227号)

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条、第5条関係）

補助事業		補助事業者	基準額
ア 訪問看護師等による退院に向けた支援事業	医療的ケア児がNICU等から退院するまでの間に行われるケース検討会（看護技術習得を含む）に訪問看護師等が参加する事業	訪問看護事業者	1回につき 8,000 円
イ 訪問看護師等退院支援自宅等派遣事業	医療的ケア児がNICU等から退院するまでの間に、退院を見越して外出又は外泊する際に訪問看護師等が訪問看護を行う事業	訪問看護事業者	1回につき 8,500 円
ウ 相談支援専門員退院支援ケース検討会派遣事業	医療的ケア児がNICU等から退院するまでの間に行われるケース検討会に相談支援専門員（障害児相談支援事業者の事業所において相談支援サービスを提供する者をいう。）が参加する事業	障害児相談支援事業者	1回につき 2,000 円

備考

- 1 医療保険各法に基づく診療報酬並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援給付費により、アからウまでに掲げる費用を請求できる場合は、補助の対象外とする。
- 2 「ケース検討会」とは、医療的ケア児が入院しているNICU等の保険医又は看護職員が、在宅療養を担う訪問看護師等及び相談支援専門員に対して、退院後の在宅での療養上の必要な説明・情報共有を行うことを目的とする会議・打合せをいう。
- 3 イについては、1日につき2回を限度とする。

別表2（第5条関係）

旅費	
1回につき	
往復 50k m以上 100k m未満	1,850 円
往復 100k m以上	3,700 円

備考 別表1に掲げる補助事業の対象となる場合に補助の対象とする。

別記

第1号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者氏名

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金  
の交付申請について

標記補助金を交付されるよう、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業の内容 別紙のとおり
- 3 その他参考資料

別紙

年度NICU等からの在宅移行支援事業計画書

所在地	法人等名	事業者名
担当部署	電話番号	メールアドレス

1 区分（該当するものに○を記入）

ア 訪問看護事業者	イ 障害児相談支援事業者
-----------	--------------

区分 ア（訪問看護事業者）→2 実施（見込）回数（1）、（2）及び（4）へ

区分 イ（障害児相談支援事業者）→2 実施（見込）回数（3）及び（4）へ

2 実施（見込）回数（医療保険各法に基づく診療報酬及び児童福祉法等に基づく障害児相談支援給付費等により、下記（1）～（3）を請求できない回数を記入）

（1）訪問看護師等による退院に向けた支援事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数及び 看護技術習得のためのNICU等訪問回数	回
（2）訪問看護師等退院支援自宅等派遣事業		
医療的ケア児の数 人	自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練回数	回
（3）相談支援専門員退院支援ケース検討会派遣事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数	回
（4）移動経費		
（ア）往復50km以上100km未満		（イ）往復100km以上
回		回

3 交付申請額

（1）	回 × 8,000 円 =	円
（2）	回 × 8,500 円 =	円
（3）	回 × 2,000 円 =	円
（4）	（ア） 回 × 1,850 円 =	円
	（イ） 回 × 3,700 円 =	円
合計		円

4 添付書類

- （1）事業所指定通知書又は事業所指定更新通知書の写し
- （2）事業所の運営規程

岐阜県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者氏名

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金に係る事業  
内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金  
に係る事業について、下記のとおり内容変更したいので、岐阜県NICU等からの  
在宅移行支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の承認を申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	備考

2 変更の理由

(注) 「添付書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容と  
変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者氏名

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金に係る  
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第2号の承認を申請します。

記

中止（廃止）する理由

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金  
の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、  
岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定によ  
り、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知しま  
す。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年  
月 日付け 第 号で申請のあった岐阜県NICU等からの在宅移行支援  
事業費補助金とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合  
における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額 金 円

- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補  
助金交付要綱の内容を遵守すること。

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地  
法 人 等 名  
代 表 者 氏 名

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金に係る  
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金  
に係る事業について、下記のとおり事業内容変更して追加で補助金の交付を受けたいので、岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 変更の内容  
交付申請額（変更後） 金 円  
既交付決定額 金 円  
差引不足額 金 円
- 変更理由
- 変更後の事業計画書 別紙のとおり
- その他参考資料

別紙

年度NICU等からの在宅移行支援事業計画書（変更後）

所在地	法人等名	事業者名
担当部署	電話番号	メールアドレス

1 区分（該当するものに○を記入）

ア 訪問看護事業者		イ 障害児相談支援事業者	
-----------	--	--------------	--

区分 ア（訪問看護事業者）→2 実施（見込）回数（1）、（2）及び（4）へ

区分 イ（障害児相談支援事業者）→2 実施（見込）回数（3）及び（4）へ

2 実施（見込）回数（医療保険各法に基づく診療報酬及び児童福祉法等に基づく障害児相談支援給付費等により、下記（1）～（3）を請求できない回数を記入）

（1）訪問看護師等による退院に向けた支援事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数及び 看護技術習得のためのNICU等訪問回数	回
（2）訪問看護師等退院支援自宅等派遣事業		
医療的ケア児の数 人	自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練回数	回
（3）相談支援専門員退院支援ケース検討会派遣事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数	回
（4）移動経費		
（ア）往復50km以上100km未満		（イ）往復100km以上
回		回

3 交付申請額（変更後）

（1）		回 × 8,000 円 =	円
（2）		回 × 8,500 円 =	円
（3）		回 × 2,000 円 =	円
（4）	（ア）	回 × 1,850 円 =	円
	（イ）	回 × 3,700 円 =	円
合計			円

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金  
の変更交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった標記補助金については、岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円（変更後）

- 3 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱の内容を遵守すること。

第7号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地  
法人等名  
代表者氏名

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金  
に係る実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る  
事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |       |                 |   |
|---|-------|-----------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金               | 円 |
|   | 実績額   | 金               | 円 |
|   | 既交付済額 | 金               | 円 |
| 2 | 事業報告書 | 別紙1のとおり         |   |
| 3 | 実績記録表 | 別紙2の1～別紙2の3のとおり |   |

別紙 1

年度NICU等からの在宅移行支援事業報告書

所在地	法人等名	事業者名
担当部署	電話番号	メールアドレス

1 区分（該当するものに○を記入）

ア 訪問看護事業者	イ 障害児相談支援事業者
-----------	--------------

区分 ア（訪問看護事業者）→2 実施回数（1）、（2）及び（4）へ

区分 イ（障害児相談支援事業者）→2 実施回数（3）及び（4）へ

2 実施回数（医療保険各法に基づく診療報酬及び児童福祉法等に基づく障害児相談支援給付費等により、下記（1）～（3）を請求できない回数を記入）

（1）訪問看護師等による退院に向けた支援事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数及び 看護技術習得のためのNICU等訪問回数	回
（2）訪問看護師等退院支援自宅等派遣事業		
医療的ケア児の数 人	自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練回数	回
（3）相談支援専門員退院支援ケース検討会派遣事業		
医療的ケア児の数 人	退院支援ケース検討会への参加回数	回
（4）移動経費		
（ア）往復50km以上100km未満		（イ）往復100km以上
回		回

3 実績額

（1）	回 × 8,000 円 =	円
（2）	回 × 8,500 円 =	円
（3）	回 × 2,000 円 =	円
（4）	（ア） 回 × 1,850 円 =	円
	（イ） 回 × 3,700 円 =	円
合計		円

別紙2の1

訪問看護師等による退院に向けた支援事業 実績記録表

	対象となる 医療的ケア児 の氏名	実施日	NICU等		支援回数 ※医療保険各法に基 づく診療報酬を請 求する回を含む	診療報酬の 退院時共同指導加算が 請求対象とならない 理由	移動距離 ※小数点以下切り捨て ※事業所とNICU等の最短 距離の往復距離を記入
			名称	所在市町村			
例	岐阜 太郎	令和〇年 〇月〇日	〇〇病院	〇〇県〇〇市	2回目	・〇回目に請求済（予定） ・加算対象外 等	k m
1							k m
2							k m
3							k m
4							k m
5							k m
6							k m
7							k m
8							k m
9							k m
10							k m
			訪問回数 計	回	移動回数	往復50km以上100km未満	回
						往復100km以上	回

別紙2の2

訪問看護師等退院支援自宅等派遣事業 実績記録表

	対象となる 医療的ケア 児 の氏名	実施日	NICU等		対象となる 医療的ケア児の 自宅等所在地	支援回数  ※医療保険各法に 基づく診療報酬 を請求する回を 含む	診療報酬の 訪問看護基本療養費が 請求対象とならない 理由	移動距離  ※小数点以下切捨て ※事業所と自宅等の 最短距離の往復距 離を記入
			名称	所在市町村				
例	岐阜 太郎	令和〇年 〇月〇日	〇〇病院	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	2回目	・〇回目に請求済（予定） ・診療報酬対象外 等	k m
1								k m
2								k m
3								k m
4								k m
5								k m
6								k m
7								k m
8								k m
9								k m
10								k m
			訪問回数 計		回	移動回数	往復50km以上100km未満	回
							往復100km以上	回

別紙2の3

相談支援専門員退院支援ケース検討会派遣事業 実績記録表

	対象となる 医療的ケア 児 の氏名	実施日	NICU等		児童福祉法等に 基づく障害児相 談支援給付費等 の初回加算請求 の有無 ※「有」の場合は 補助の対象外	支援回数 ※児童福祉法等に 基づく障害児相 談支援給付費等 を請求する回を 含む	児童福祉法等に基づく 障害児相談支援給付費等の 退院・退所加算が 請求対象とならない 理 由	移動距離 ※小数点以下切捨て ※事業所とNICU等の 最短距離の往復距 離を記入
			名称	所在市町村				
例	岐阜 太郎	令和〇年 〇月〇日	〇〇病院	〇〇県〇〇市	無	2回目	・〇回目に請求済（予定） ・加算対象外 等	k m
1								k m
2								k m
3								k m
4								k m
5								k m
6								k m
7								k m
8								k m
9								k m
10								k m
			訪問回数 計		回	移動回数	往復50km以上100km未満	回
							往復100km以上	回

第8号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費  
補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、年  
月 日付け 第 号の実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

交 付 決 定 額      金                      円

交 付 確 定 額      金                      円

第9号様式（第13条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）を  
受けた 年度岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金

- (1) 振込先金融機関名及び本（支）店名
- (2) 預金種別
- (3) 口座名
- (4) 口座番号

年 月 日

所在地  
法人等名  
代表者氏名  
発行責任者  
担当者  
連絡先

岐阜県知事 様

第10号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金について、岐阜県NICU等からの在宅移行支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（県補助金返還相当額）  
金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。